

① 我が国の消防体制の変遷と現況

市町村の消防組織

市町村消防の原則

市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。（法第6条）

市町村長

【常備消防】
＜約16万人＞

市町村は、その消防事務进行处理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 一 消防本部
- 二 消防署
- 三 消防団

（法第9条）

【非常備消防】
＜約86万人＞

H27.4.1現在
750本部

消防本部 (752本部)

- ・ 消防本部の設置、位置及び名称は、条例で定める（法第10条第1項）
- ・ 消防本部の組織は、市町村の規則で定める（法第10条第2項）

消防署 (1,703署)

- ・ 設置、位置及び名称並びに管轄区域は、条例で定める（法第10条第1項）
- ・ 組織は、市町村長の承認を得て消防長が定める（法第10条第2項）

出張所 (3,153所)

- ・ 消防署の事務を分掌する組織として設置
- ・ 一般に、消防署の管轄地域のうち、一部の区画の消防事務进行处理する

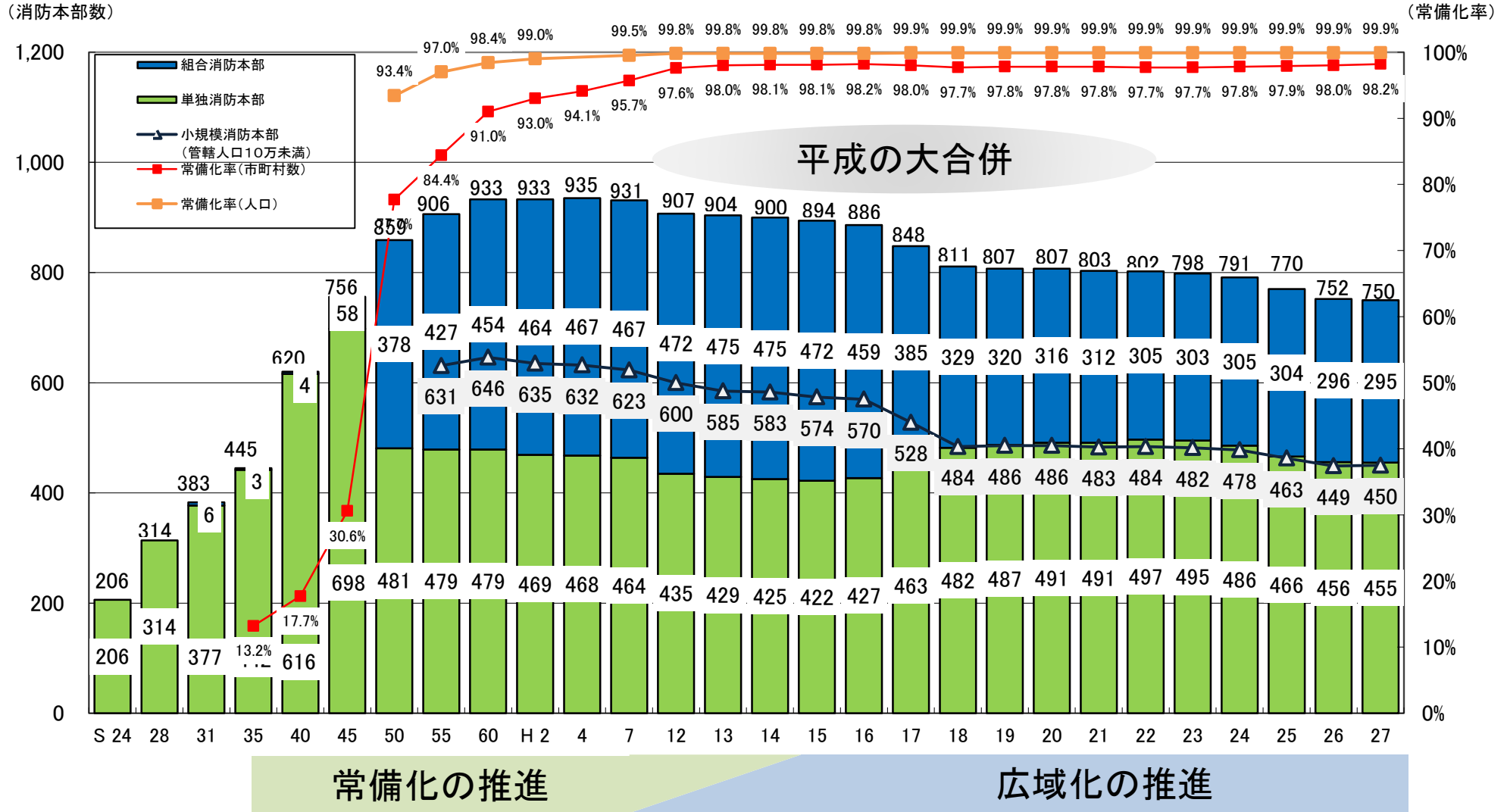
消防団 (2,221団)

- ・ 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める（法第18条第1項）
- ・ 消防団の組織は、市町村の規則で定める（法第18条第2項）

分団 (22,560分団)

- ・ 市町村の規則で定める消防団の組織として設置
- ・ 一般に、消防団の管轄地域のうち、一部の区画の消防事務进行处理する

消防本部数と常備化率



○ 非常備町村一覧(計31町村、平成27年4月1日現在)

(各年4月1日現在の数値。ただし、昭和55,60年の小規模消防本部数については、各年10月1日の数値)

(昭和24,28年は、組合と単独の合計値)

東京都:○利島村 ○新島村 ○神津島村 ○御蔵島村 ○青ヶ島村 ○小笠原村

神奈川県:清川村 和歌山県:太地村、北山村 徳島県:勝浦町、上勝町、佐那河内村

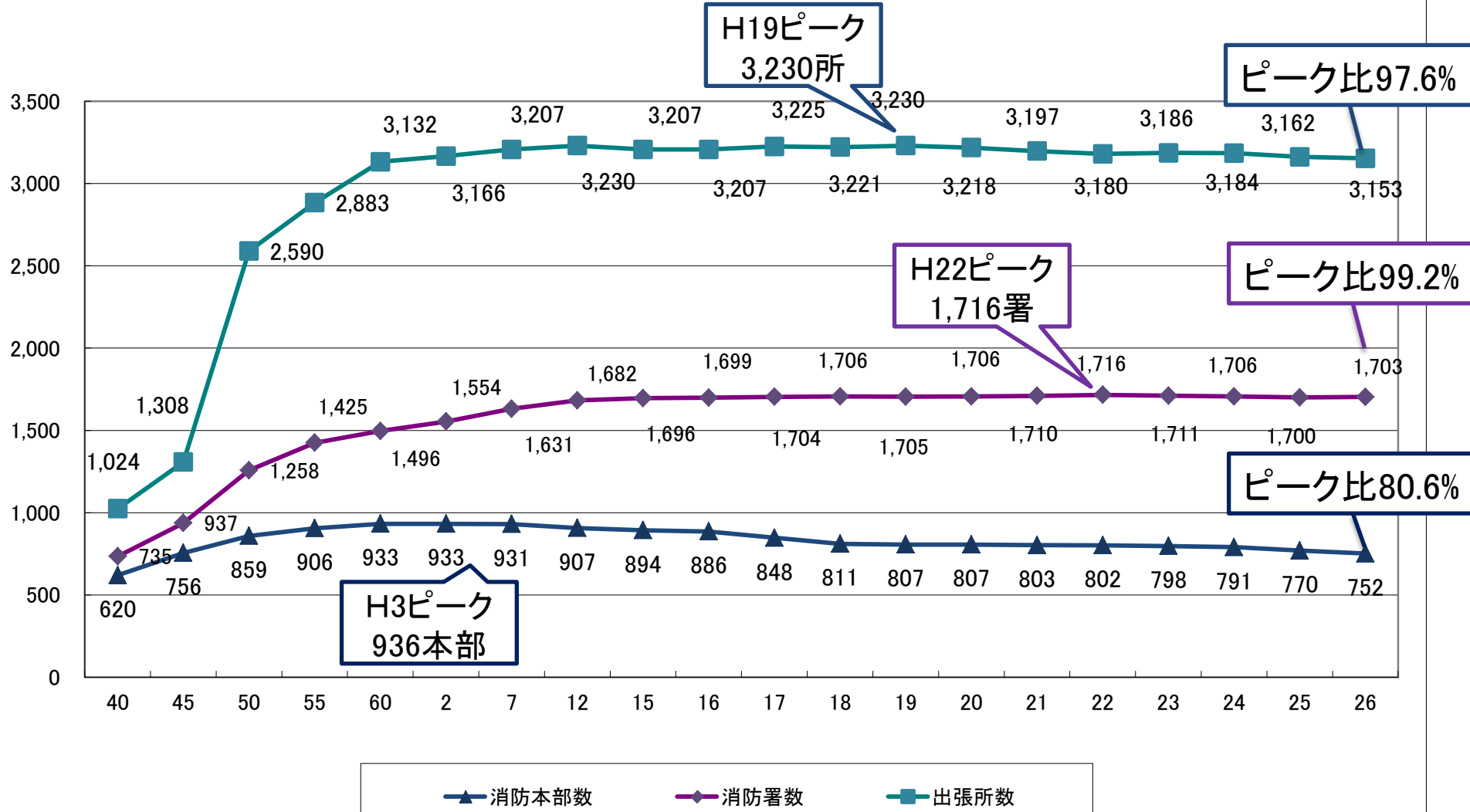
香川県:○直島町 宮崎県:西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町 鹿児島県:○三島村 ○十島村

沖縄県:○伊江村 ○渡嘉敷村 ○座間味村 ○粟国村 ○渡名喜村 ○南大東村 ○北大東村 ○伊平屋村 ○伊是名村 ○多良間村 ○与那国町 ○竹富町

※ ○は、島を示す(21町村)

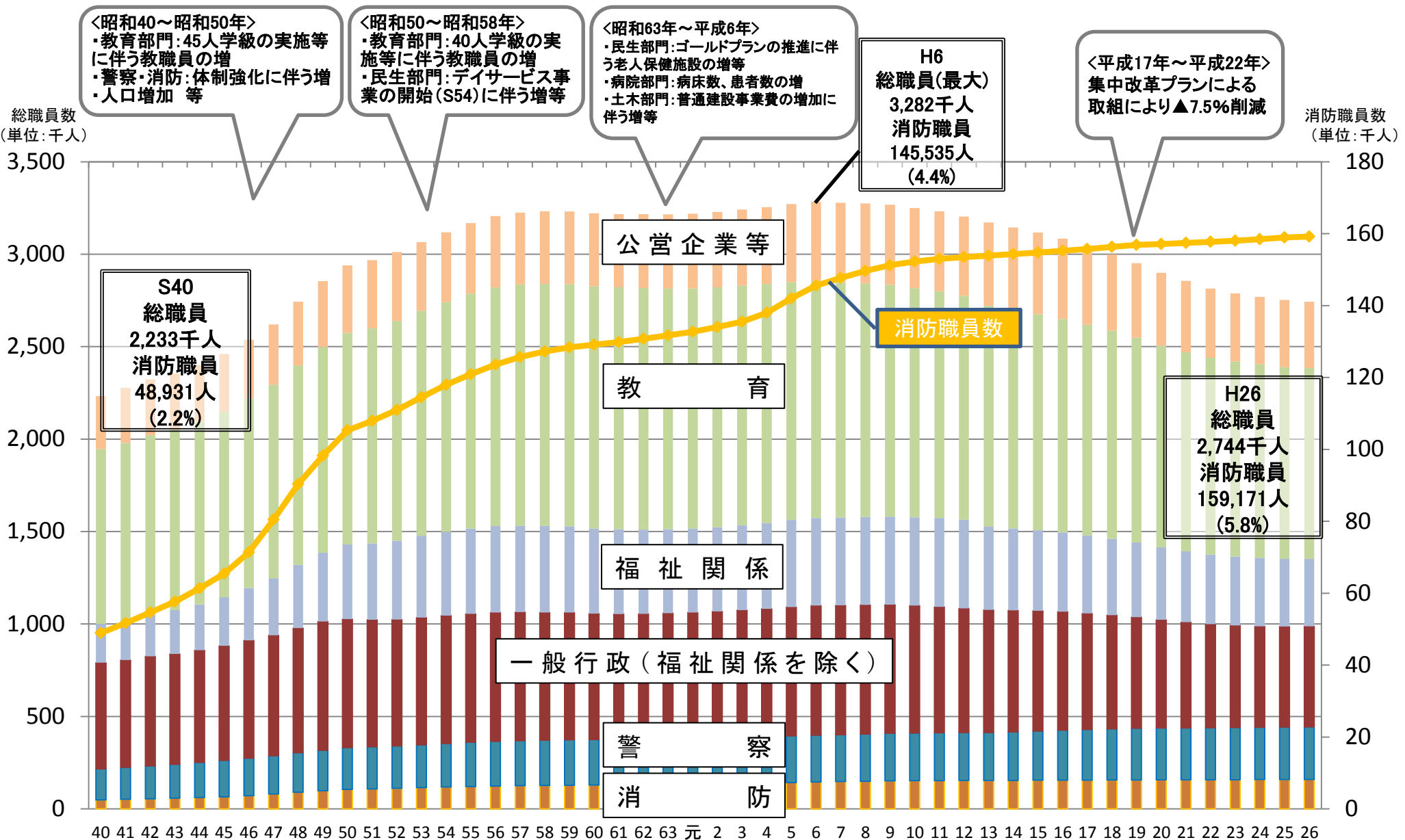
市町村の消防組織の数の変遷

消防本部・署・出張所数



数値は各年4月1日

地方公共団体の総職員数の推移（S40～H26）

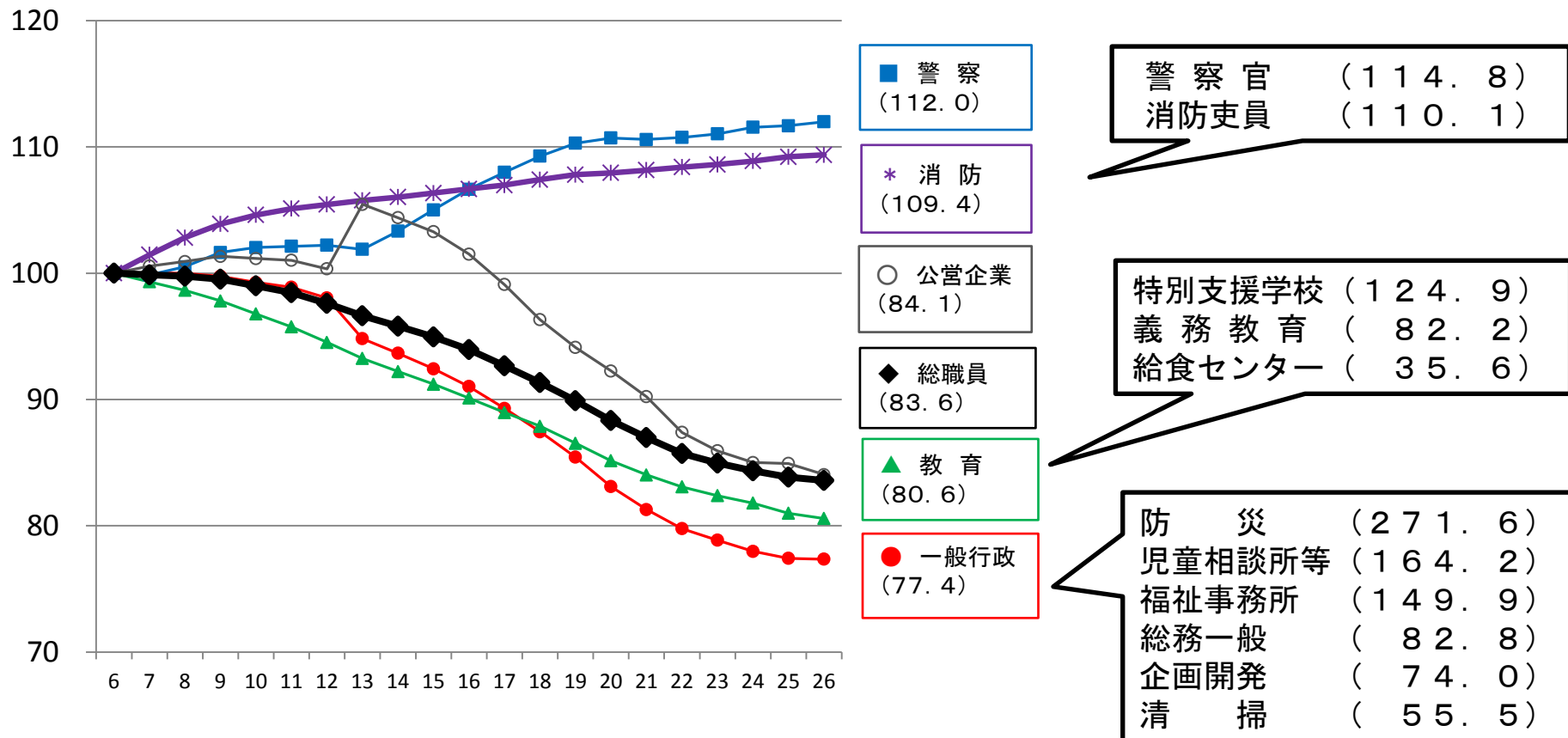


地方公共団体の職員数の推移（H6～H26）

（平成26年4月1日現在）

- 部門別に見ると、警察・消防部門で微増する中、一般行政部門及び教育部門等で減少。
特に一般行政部門においては、対平成6年比で▲23%と減少している中、防災は約2.7倍、
児童相談所等は約1.6倍、福祉事務所は約1.5倍に増員。

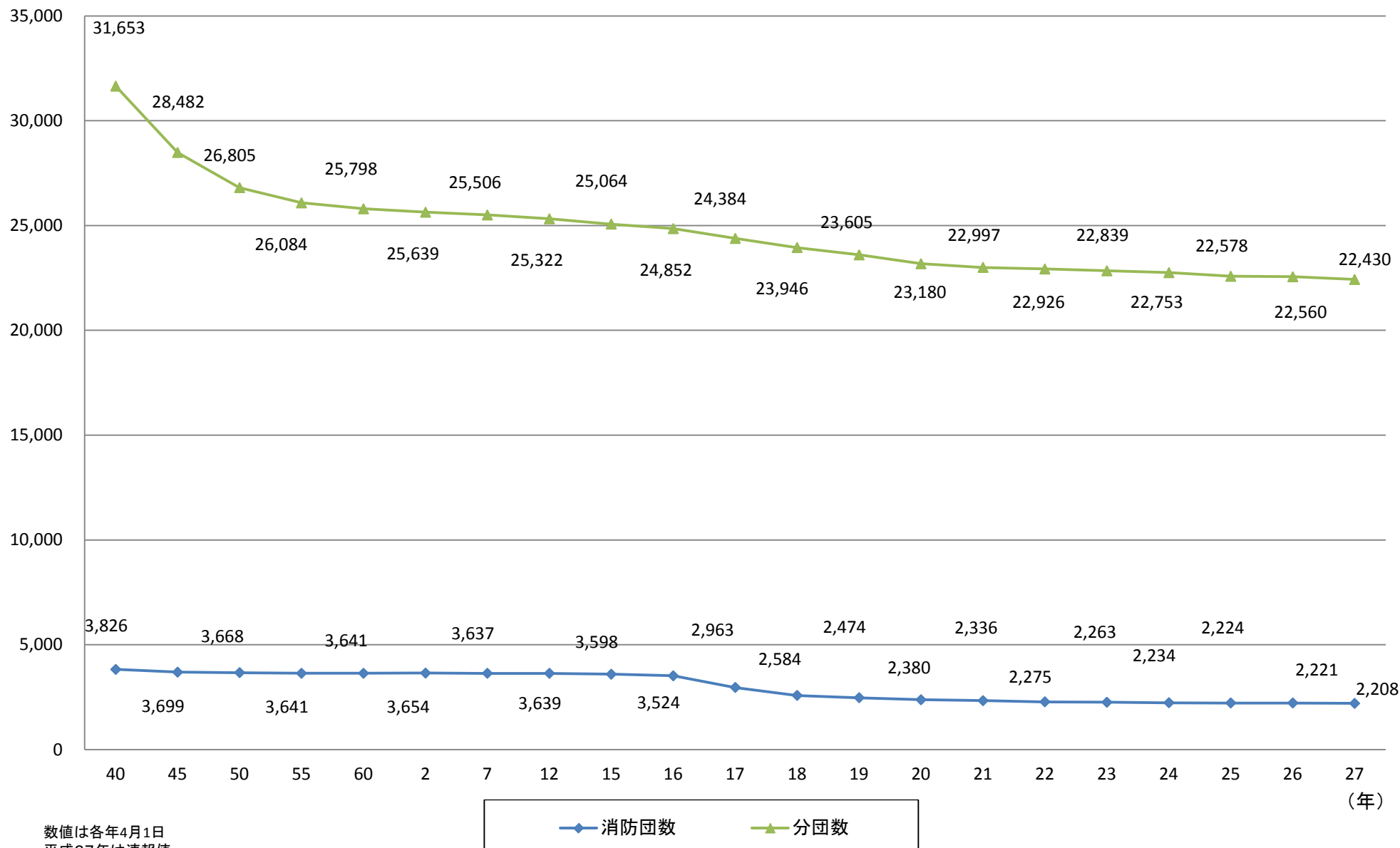
平成6年からの部門別職員数の推移（平成6年を100とした場合の指数）



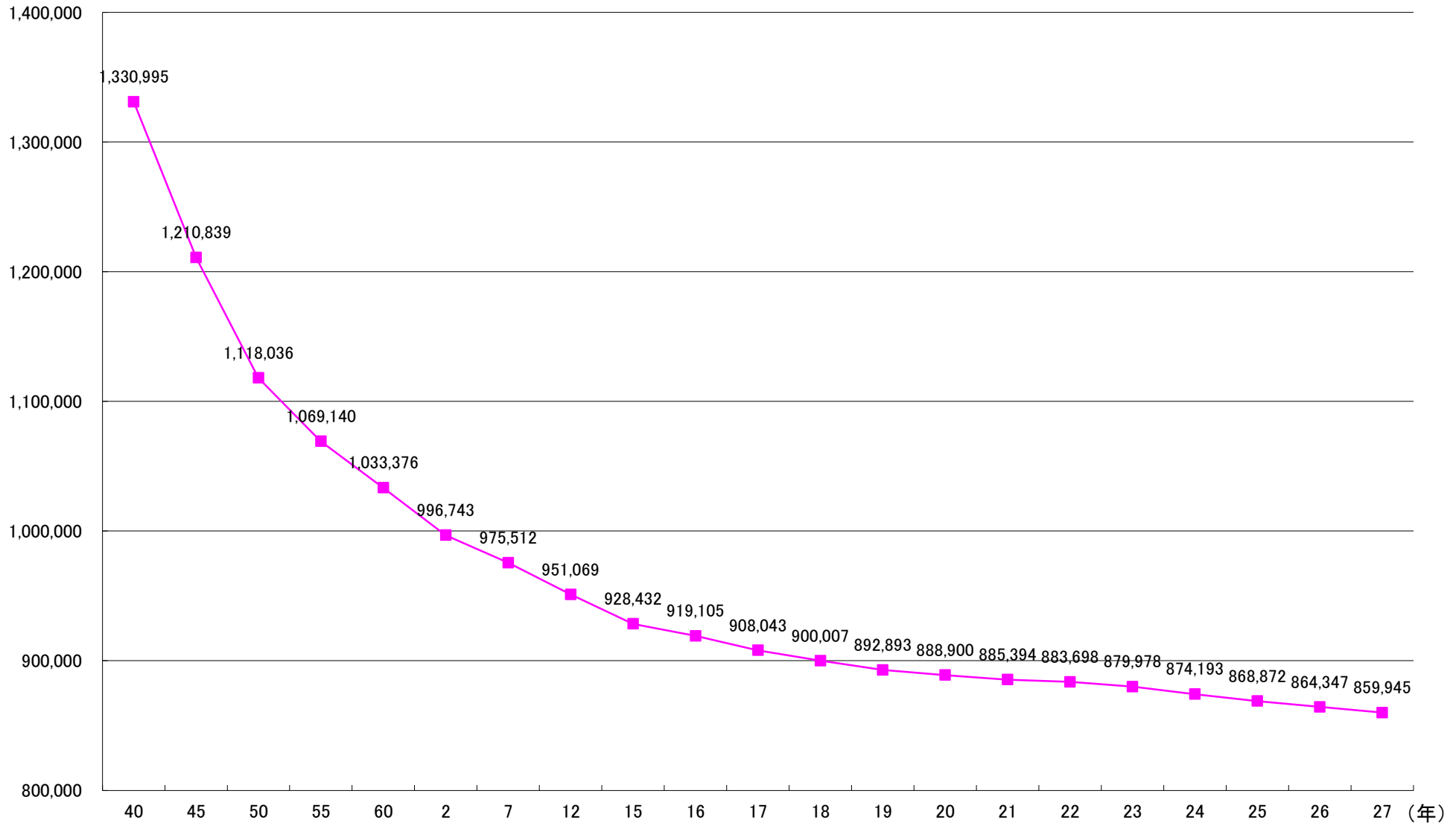
数値は各年4月1日（「定員管理調査」より）

平成13年度に生じている一般行政部門と公営企業等会計部門の変動は、調査区分の変更によるもの。

消防団数・分団数の変遷



消防団員数の変遷



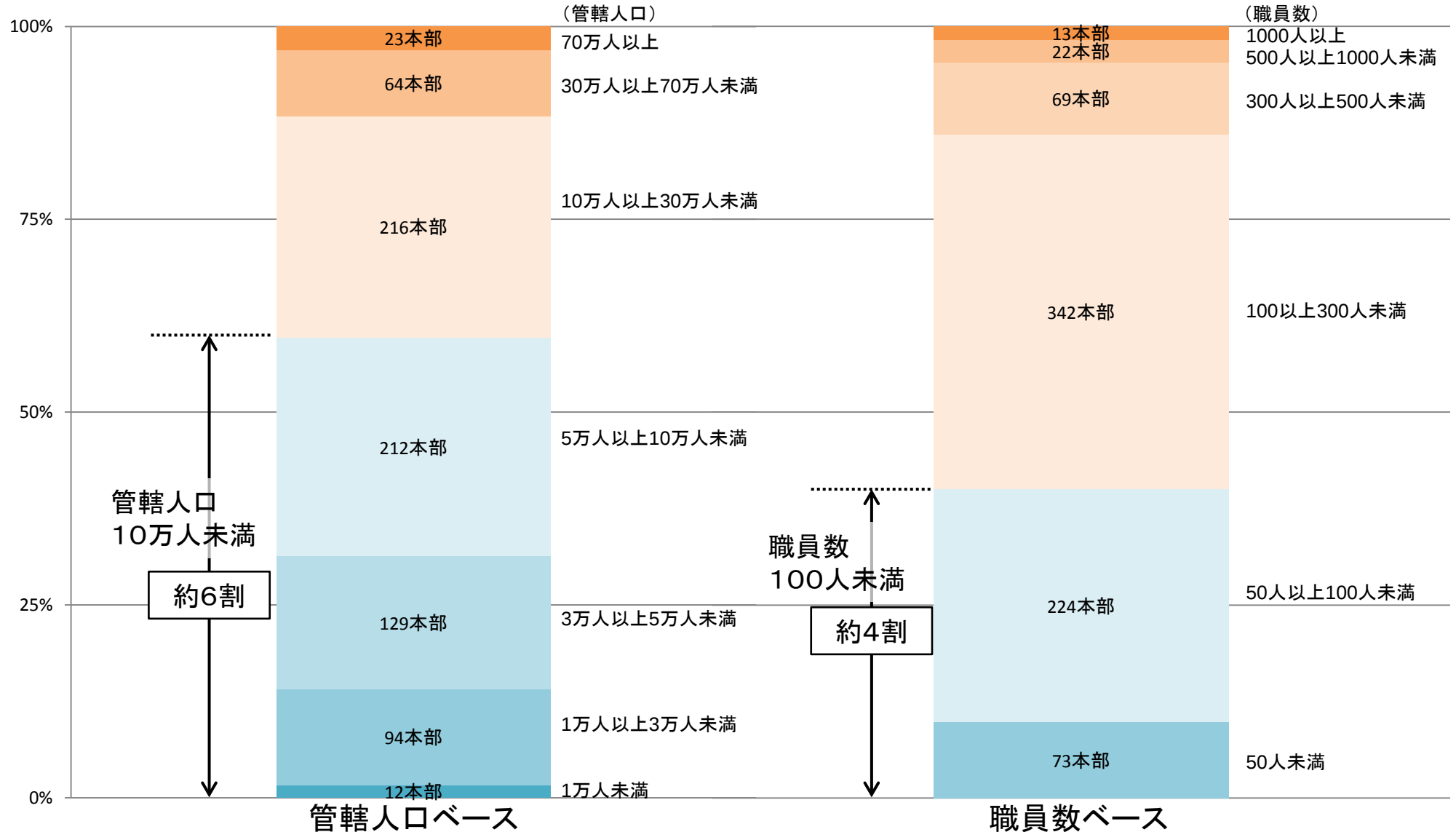
数値は各年4月1日

平成27年は速報値。

平成24年は東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値(平成22年4月1日現在)により集計している。

平成23年は東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県のデータについては、前年数値(平成22年4月1日現在)により集計している。

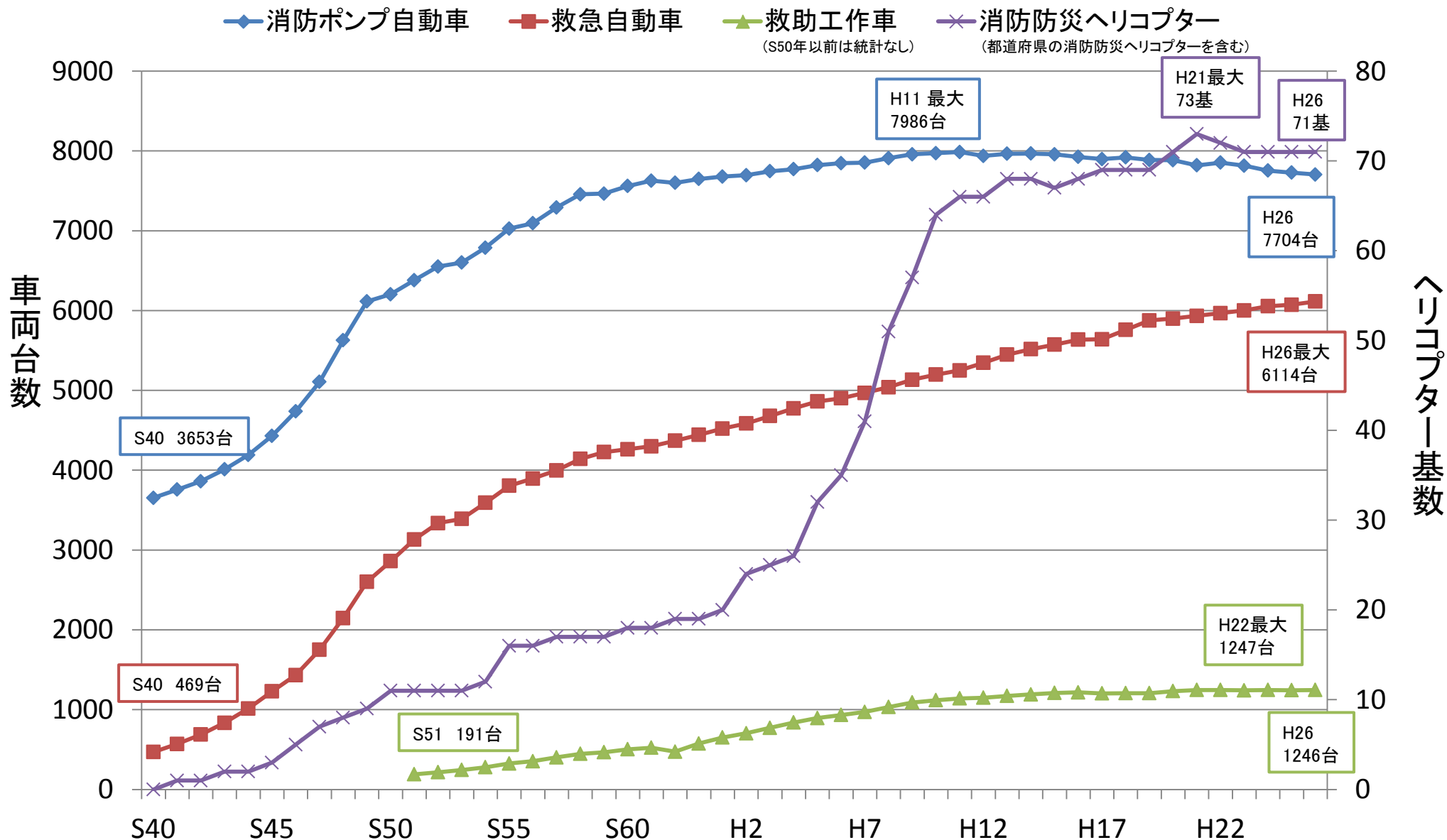
消防本部の規模



職員数については、平成26年4月以降に広域化した消防本部を含まない。

人口は、平成22年国勢調査(平成22年10月1日現在)による。職員数は、平成26年度消防防災・震災対策現況調査(平成26年4月1日現在)による。

消防車両等の推移（S40～H26）



車両・職員の整備状況

施設等	区 分	平成24年度調査結果		平成21年度調査結果	
消 防 ポ ン プ 自 動 車	算定数 (A)	21,769	台	22,115	台
	整備数 (B)	21,272	台	21,246	台
	(B) / (A)	97.7	%	96.1	%
は し ご 自 動 車	算定数 (A)	1,345	台	1,386	台
	整備数 (B)	1,179	台	1,200	台
	(B) / (A)	87.7	%	86.6	%
化 学 消 防 車	算定数 (A)	1,229	台	1,271	台
	整備数 (B)	1,048	台	1,113	台
	(B) / (A)	85.3	%	87.6	%
救 急 自 動 車	算定数 (A)	4,989	台	4,905	台
	整備数 (B)	4,925	台	4,858	台
	(B) / (A)	98.7	%	99.0	%
救 助 工 作 車	算定数 (A)	1,494	台	1,419	台
	整備数 (B)	1,326	台	1,271	台
	(B) / (A)	88.8	%	89.6	%
消 防 職 員	算定数 (A)	206,159	人	206,044	人
	現員数 (B)	157,751	人	156,671	人
	(B) / (A)	76.5	%	76.0	%

「算定数」は、消防力の整備指針(平成12年1月20日消防庁告示第1号)に基づき各消防本部が算定した数。

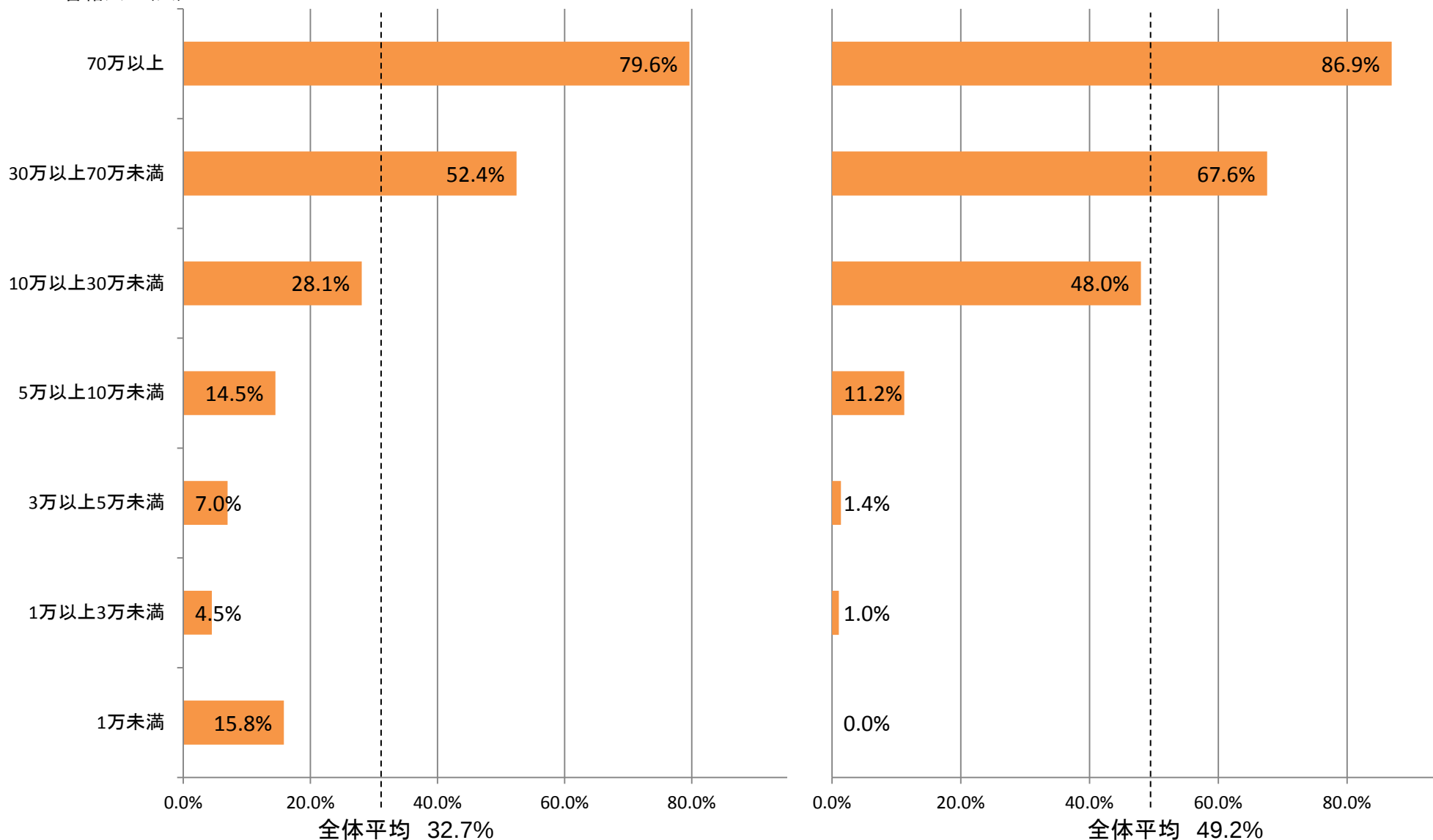
平成24年度消防施設整備計画実態調査(H24.4.1現在)より

消防本部規模別 救急隊員・救助隊員の専任率

救急隊員

救助隊員

管轄人口(人)



平成26年度救急・救助現況調査(H26.4.1現在)による

部隊等の編成に係る規制等について

【消防隊】

○規制なし

○車両の種類及び配置する地域により隊員数の基準が存在（消防力の整備指針）

- ・市街地に配置する消防ポンプ自動車、はしご自動車及び化学消防車に搭乗する隊員数は、5人（装備等の条件を満たすことで4人可）
- ・上記以外の消防用自動車等（救急自動車、救急用航空機、救助工作車及び指揮車を除く。）並びに市街地以外に配置する消防ポンプ自動車、はしご自動車及び化学消防車に搭乗する隊員数は、それぞれの機能を十分に発揮できると認められる数とする。

【救急隊】

○隊員数及び隊員に関し、法令上の規制あり

- ・救急隊は、救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって、又は 航空機1機及び救急隊員2人以上 を持って編成しなければならない。（消防法施行令第44条第1項）
- ・救急隊員は、救急救命士の免許を受けている者、消防法施行規則第51条に定める講習の課程（135時間）を修了した者又は消防庁長官が消防法施行規則第51条に定める講習の課程を修了した者と同等以上の学識経験を有すると認定した者のいずれかに該当する 消防職員 をもって充てるようにしなければならない。（消防法施行令第44条第3項）

○そのほか、救急救命士の配置の基準が存在（消防力の整備指針）

- ・救急自動車及び救急用航空機に搭乗する救急隊の隊員のうち、1人以上は、救急救命士 とするものとする。

※救急救命士は、救急救命士養成所において必要な知識及び技能を修得した者等（救急救命士法第34条）のうち、救急救命士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けたものである。（同法第3条）

【救助隊】

○隊員数及び隊員に関し、法令上の規制あり

- ・救助隊・・・・・・・・人命の救助に関する 専門的な教育を受けた隊員5人以上
「署の数」 で編成するよう努めるものとする。
(救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第2条)
- ・特別救助隊・・・・・・・・人命の救助に関する 専門的な教育を受けた隊員5人以上
「10万人以上
15万人ごとに1隊など」 で編成する。
(救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第4条)
- ・高度救助隊・・・・・・・・人命の救助に関する 専門的かつ高度な教育を受けた隊員5
「中核市以上
＋長官指定市」 人以上 で編成する。
(救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第5条)
- ・特別高度救助隊・・・・・・・・人命の救助に関する 専門的かつ高度な教育を受けた隊員5
「政令市以上」 人以上 で編成する。
(救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第6条)

○救助隊員の資格についての基準あり（救助活動に関する基準）

- ・消防大学校における救助科（234時間）を修了した者、消防学校における救助科（140時間）を修了した者又は救助活動に関しこれらの者と同等以上の知識及び技術を有する者として消防長が認定した者のいずれかに該当する消防職員をもって充てるようにしなければならないとしている。

【指揮隊】

○法令上の規制なし

○隊員数の基準あり（消防力の整備指針）

- ・指揮車に搭乗する隊員数は、3人以上（多数の人命危険等が発生するおそれが大きい施設が存する消防署に配置する場合は 4人以上）とする。

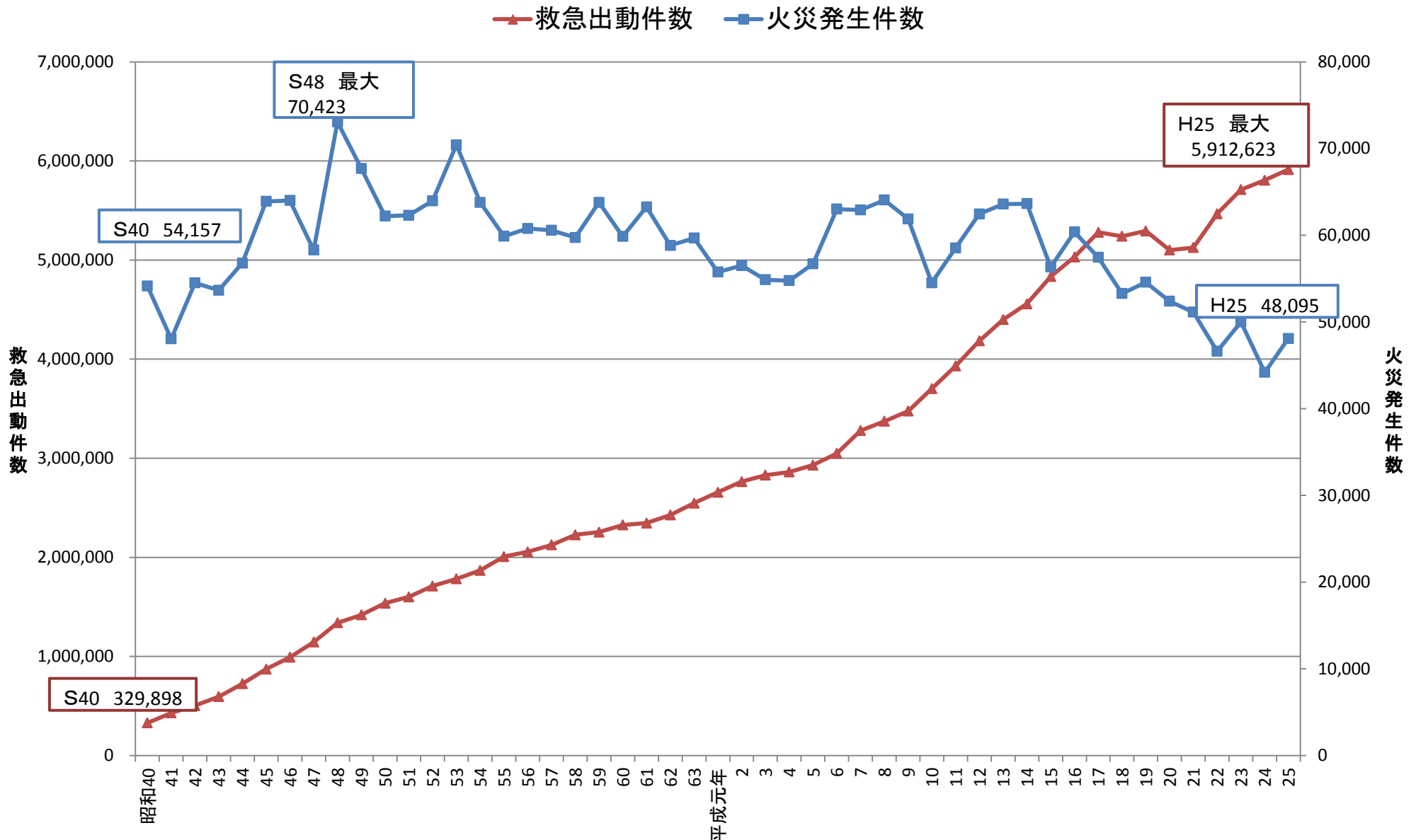
【予防要員】

○法令上の規制なし

○要員数の基準あり（消防力の整備指針）

- ・消防本部及び署所における予防要員の数は、2人以上とする。
- ・火災の予防を担当する係又は係に相当する組織には、予防技術資格者を 1人以上配置するものとする。

火災及び救急件数の推移（S 4 0～H 2 5）



数値は各年1月1日から12月31日のもの

消防機関の出動件数(平成25年)

	消防本部		消防団	
火災	52,277	0.6%	38,064	6.0%
風水害等災害	15,062	0.2%	6,865	1.1%
救急	5,910,247	65.5%	673	0.1%
救助活動	88,571	1.0%	1,601	0.3%
演習・訓練等	474,509	5.3%	215,157	33.8%
広報・指導	369,472	4.1%	92,599	14.6%
警防調査	457,504	5.1%	14,501	2.3%
火災調査	48,700	0.5%	47	0.0%
特別警戒	114,544	1.3%	85,656	13.5%
搜索	3,194	0.0%	2,078	0.3%
予防査察	790,146	8.8%	2,020	0.3%
誤報等	35,404	0.4%	4,312	0.7%
その他	668,068	7.4%	172,625	27.1%
合計	9,027,698	100%	636,198	100%

救助活動：災害現場における救助又は要救助者の生命、身体の危険排除のために出動したもの

風水害等災害：暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、雪崩、その他異常な自然現象による災害

警防調査：水利、危険区域、対象物調査等

火災調査：火災の原因、損害調査

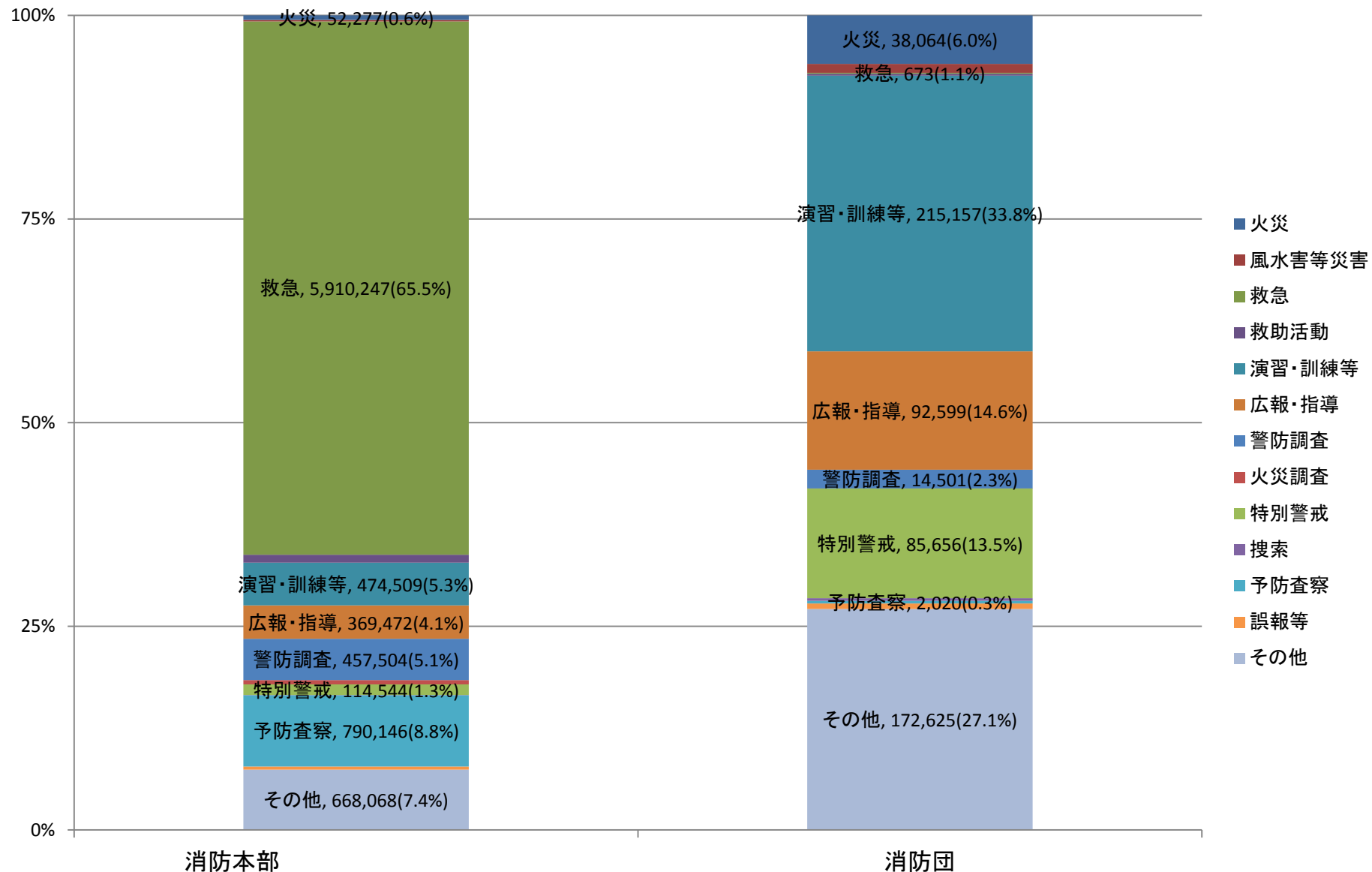
特別警戒：火災警報発令時、火災シーズン、台風時、花火大会、祭礼、競馬、競輪、運動競技、催物、歳末等における警戒出動

搜索：山岳遭難、水難、航空機、船舶の搜索

その他：警察との協力、焼跡処理、公共作業、危険排除等

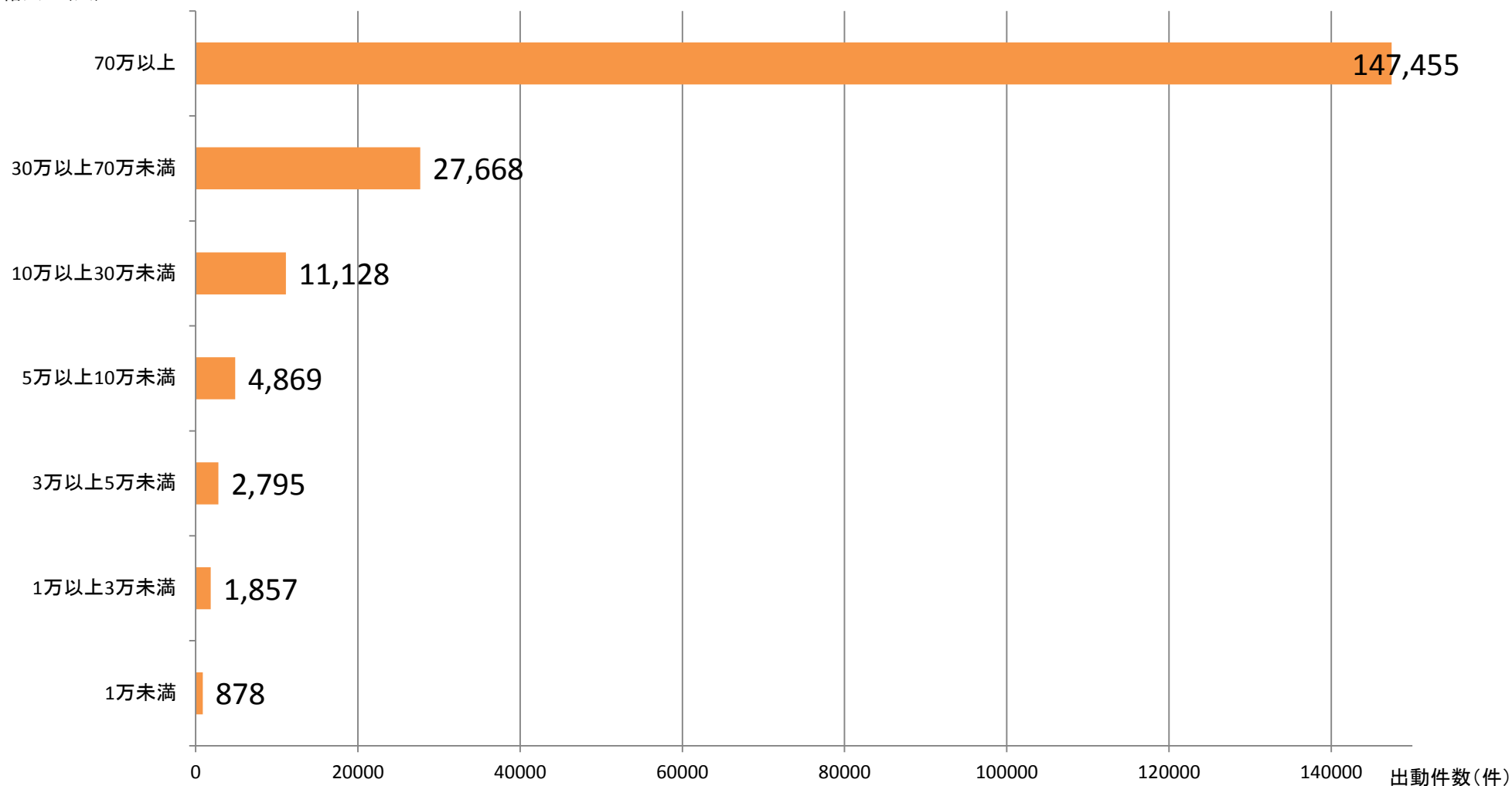
平成26年度消防防災・震災対策現況調査(H25.1.1～H25.12.31)より

消防機関出動種別構成(平成25年)グラフ



消防本部規模別 1 消防本部あたり平均出動件数（平成25年）

管轄人口（人）



平成26年度消防防災・震災対策現況調査(H25.1.1～H25.12.31)より

消防費の歳出とその財源

